

議案第 7 1 号

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定に
ついて

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

平成 26 年 12 月 22 日 提出

羽曳野市長 北 川 嗣 雄

提 案 理 由

一般職の職員の勤勉手当の支給額を引き上げる改定に鑑み、特別職の職員の期末手当の支給額を引き上げる改定を行うため、この条例を制定しようとするものであります。

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

平成 年 月 日

羽曳野市条例第 号

特別職の職員の給与に関する条例(昭和31年羽曳野市条例第6号)の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の190」を「1000分の1975」に、「100分の205」を「1000分の2125」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の特別職の職員の給与に関する条例(以下「新条例」という。)の規定は、平成26年12月1日から適用する。
(平成26年12月に支給する期末手当に関する特例)
- 2 平成26年12月に支給する期末手当の額は、新条例第6条第2項の規定にかかわらず、同項中「1000分の2125」とあるのは「100分の220」と読み替えて得た額とする。
(期末手当の内払)
- 3 改正前の特別職の職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、新条例の規定を適用する場合における期末手当の内払とみなす。

特別職の職員の給与に関する条例 新旧対照表

新	旧
<p>第6条 1 省略</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在)において職員が受けるべき給料の月額及び地域手当の月額並びにこれらの合計額に100分の18を乗じて得た額の合計額に、6月に支給する場合においては<u>1000分の1975</u>、12月に支給する場合においては<u>1000分の2125</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて一般職の職員の給与に関する条例(昭和43年羽曳野市条例第445号)第17条第2項各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3 省略 以下省略</p>	<p>第6条 1 省略</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在)において職員が受けるべき給料の月額及び地域手当の月額並びにこれらの合計額に100分の18を乗じて得た額の合計額に、6月に支給する場合においては<u>100分の190</u>、12月に支給する場合においては<u>100分の205</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて一般職の職員の給与に関する条例(昭和43年羽曳野市条例第445号)第17条第2項各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3 省略 以下省略</p>